

令和3年度

第1回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 1 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和3年4月19日（月）午後2時30分から午後3時45分

2 開催場所 静岡市役所本館4階 41会議室

3 出席委員（19人）

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者（副会長）12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 9番 杉山 寿朗 10番 鈴木 茂樹

11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶 15番 仁藤 雅巳

16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭 18番 松永 一雄

19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 欠席委員 8番 白岩 正行

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明申請について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第6号 農業委員会が定める別段の面積の決定について

報告第1号 令和2年度静岡市農業委員会事業報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定
による届出について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第5号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

報告第6号 令和3年度静岡市農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴

木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主査 福地 雅俊、主任主事 前島 絵美、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、副主幹 伏見 達也、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

7 会議の概要

議 長 　　ただ今から令和3年度第1回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、8番 白岩 正之委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

15番 仁藤 雅巳委員、18番 松永 一雄委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第1号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第1号朗読】**

申請は2ページに記載のとおり6件でございます。

議 長 　　それでは、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 　　1班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。

4番 　　以上、職員から説明がありました1件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事 務 局 　　2班です。整理番号2番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。整理番号3番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。整理番号4番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

1番 　　以上、職員から説明ありました3件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号5番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。内容は記載のとおりです。申請者は、申請地隣地に自宅を構え、近隣の農家からの指導を受け、農家として独立したく、土地所有者と話がまとまり、農家創設の申請に及んだものです。栽培作物は、みかんを栽培予定です。販路は、JAの組合員となり、JAへ出荷するとのこと。営農計画書も添付されております。この案件については、地区審査会で現地にて聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

2番 整理番号5番について、報告いたします。申請の経緯として、申請地が実家に隣接していることなどがきっかけで、農業をやっていききたいということでした。申請地は自宅の隣や周辺に位置しているため、農地の耕作や管理に適しており、通作にも問題ありません。申請地の面積も問題ないと感じました。また、NPO法人主催の体験会への参加、近隣農業者からのアドバイスなどで農業の知識を得ているとのことでした。農機具についても既に動噴機、耕運機等、既に所有していました。栽培作物は主にみかんを栽培するとのことでした。申請地は、開墾をしながら数年で農地にしていく計画となっており、農地になった場所から随時栽培を始めていくとのことでした。販路については、JAの組合員となり、JAに出荷していくとのこと。以上のことから3班として許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号6番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、賃借人は規模を拡大したく、賃借人は要望に応え、申請に及んだものです。

3番 以上、職員から説明がありました1件については、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

12番 整理番号5番について、申請地でみかん作りは、大丈夫ですか。

3番 申請地でみかんより寒さに弱い檸檬が作られているので、大丈夫です。

議長 発言もないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第2号朗読】

申請は4ページに記載のとおり2件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、清水区に本社を置く土木建築業を営む法人です。当初の申請事由ですが、令和元年8月に国道1号線高架工事による、仮設事務所等設置の一時転用許可をしました。事業計画の変更事由ですが、工事は順調に進んでいましたが、追加工事の発注を受けたため、工事期間の延長をたく申請におよびました。工期の延長は、二度目となります。申請地の農地区分は、第2種農地と判断されます。計画変更の概要は以上です。整理番号2番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、県外に本社を置く土木建築業を営む法人です。当初の申請事由ですが、令和2年11月に県道の舗装補修工事による仮設事務所等設置の一時転用許可をしました。事業計画の変更事由ですが、工事の中断等があり、工事期間の延長をたく申請におよびました。申請地の農地区分は、第2種農地と判断されます。計画変更の概要は以上です。

4番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、1班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第2号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第3号朗読】

申請は6ページに記載のとおり8件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、借家で生活しておりますが、子供も生まれ手狭になってきたため、所有者に相談したところ話しが

まとめ申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号2番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権移転です。申請事由ですが、現在、物干し、物置等のスペースが不足しているため、所有者に相談したところ話がまとめ申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号3番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、以前は申請地を畑として耕作をしていましたが、管理ができなくなってしまい、土地の有効利用として太陽光発電設備を設置するため申請に及んだものです。申請地は、パネルを186枚設置し発電出力は49.5Kwを予定しています。農地区分は第2種農地と判断されます。水の使用はなく雨水については自然浸透です。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。この案件につきましては、令和2年度3月総会にて、追認案件として報告済みです。

4番 以上、職員から説明がありました3件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号4番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、認可地縁団体の自治会です。申請事由ですが、従前から会議等で利用していた生涯学習交流館が取り壊されることとなりました。本申請地の所有者が公民館敷地として贈与をしてくれることになり、公民館を建設したく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性についても、転用面積も適当と思われます。整理番号5番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在借家にて生活をしておりますが、手狭なため、住宅を建築したく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号6番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在借家にて生活をしておりますが、手狭なため、住宅を建築したく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

2番 以上、職員から説明がありました3件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号7番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在居住する家に妹家族が住むこととなり、手狭なため、住宅を建てたく申請に及んだものです。農地区分は第1種農地で、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号8番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在借家にて生活をしており、子どもが病気を患い、実家の母親も含め看病しているため、実家近くに住宅を建築したく申請に及んだものです。農地区分は第1種農地で、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

3番 ただ今、事務局から説明のありました2件について、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第4号朗読】**

申請は8ページに記載のとおり1件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号1番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、証明基準2建築物が設置されている土地に該当します。令和3年3月30日に、地区担当農業委員に確認していただきました。

3番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、4班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの議案第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第4号について、原案のとおり承認してよいでし

ようか。

(異議なし)

議長 議案第4号は、原案のとおり承認いたしました。
次に、議案第5号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第5号朗読】**

申出は10ページに記載のとおり1件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号1です。こちらの生産緑地は平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。3月26日に現地調査を実施し、申請者へ聞き取りを行いました。

議長 ただいまの議案第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第5号について、原案のとおり承認よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第5号は、原案のとおり承認いたしました。
次に、議案第6号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第6号朗読】**

別段の面積案は12ページに記載のとおりであります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 下限面積については、原則50aですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定めることができることから、一部の地区の50aを除き、地域ごとに20a、30aに下限面積が緩和されています。農地法施行規則による基準は耕作がされない農地等が相当程度存在する地域であること。また、設定区域の位置、規模からみて小規模農地の耕作者が増えることにより、地域内、地域周辺の農地の効率的且つ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないこととして農地法第3条第2項第5号の規定による中山間地域の別段の面積及び区域の指定を行うものです。静岡市では、平成31年4月に施行しました中山間地域の空き家バンクを利用した農地の下限面積の緩和制度を利用した2件目の事例となります。市の中山間地域の空き家情報バンクの担当課に移住相談をして登録された空き家を利用して移住し、その空き家に付随する農地を耕作するという要件を満たした場合に農地の下限面積を緩和します。内容につきましては、議案書11ページに記載の

とおりです。申請者は中山間地域空き家情報バンクで登録された葵区の住宅を購入し、令和3年3月に市内から転居をした方です。今回住宅の隣接地の落合133、落合135の農地については今後、葉菜類、根菜類の栽培を予定しています。当該地区の下限面積は20aですが、今回の申請により下限面積を下げ、一筆ごと133地番は、下限面積を0.85aと定め、また、135地番は、下限面積を1.85aと定めるものであります。なお、この決定を受け、5月以降の総会議案として農地法第3条第1項の規定による許可申請がされることとなります。

議長 ただいまの議案第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第6号について、原案のとおり決定よいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第1号朗読】

事業報告は14ページから23ページに記載のとおりでございます。内容については、副会長から概要説明をお願いいたします。

12番 議案書の14ページをご覧ください。1の実施概要を読み上げます。本市は、海岸から山間地まで自然的・社会的条件の異なる広い区域において、都市部にあつては平坦な農地、中山間地域にあつては傾斜地を利用した農業が営まれており、良好な環境や景観を維持する多面的機能や、良質な農産物を提供している。しかしながら、農業を取り巻く状況は全国的な傾向と同様に農業従事者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による被害、耕作放棄地の拡大、更に消費者の求める食の多様化への対応など、様々な問題をかかえている。このような中、平成27年9月には農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、この改正により、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農者の参入促進を三本の柱として農地等利用の最適化の推進を強力に進めていくことが法令業務として位置付けられた。これを受け、令和2年度は、次のとおり実施してきた。担い手への農地利用の集積・集約化においては、認定農業者、新規就農者を中心に集積を進め、令和2年度末の担い手への農地集積面積は、1,715.7haとなっている。このうち借地は510aであり、借地の内、約64%に当たる326haが農地中間管理事業によるものである。耕作放棄地の発生防止・解消においては、遊休農地約11.

2 h a を解消するとともにB分類農地約18.5 h a の非農地化を実施した。新規就農者の参入促進においては、葵区の自然薯、清水区の枝豆、山葵で、JAを事務局とする地域受入連絡会が、就農希望者を受入れ、研修を実施し、独立自営就農に結び付けていく事業が開始された。令和2年度は、葵区のみ山葵の地域受入連絡会に農地利用最適化推進員1人が参加し、現地で40歳代の若者1名の研修が開始された。また、本市の農業が社会・経済の環境変化に敏感に対応し発展できるよう、地域農業者の意見を組み入れ、農業委員会は、農業者の代表として、国・県・市に対し、農業関連施策の拡充等について、要望活動を実施しました。以下、事業の報告は事務局より行います。

事務局

引き続き、事務局より報告をします。14ページ下段2の農業委員等及び職員の構成ですが、農業委員20人、農地利用最適化推進委員37人、事務局職員24人でした。15ページをご覧ください。3の会議等の開催状況ですが、(1) 総会運営委員会の開催状況は、4月の第1回開催から、月1回計12回開催し、総会に提出する農地法申請の議案等を審議しました。(2) 地区審査会の開催状況は、ご覧のとおりです。総会運営委員を除く委員16名を、各月ごと4班に分け、班ごとに農地法申請の事前審査ならびに現地調査を実施しました。1枚めくっていただきまして、(3) 総会の開催状況は、16ページ・17ページにかけて記載しておりますが、月1回計12回の総会を開催しました。各回における主な議題等はご覧のとおりです。17ページ下段の(4) 各種会議開催状況は記載のとおりです。農地最適化委員会・農政対策委員会の各専門委員会等に分かれて開催しました。1枚めくっていただきまして、次に18ページです。(5) 研修会・視察研修の実施状況は、記載のとおりです。事務局職員による制度説明等の実施を含め、研修を9回、開催しました。続きまして、中段4の農政関係業務ですが、遊休農地対策は、納税猶予農地、生産緑地、前年度の3条許可農地、利用権設定農地等について、8月から9月にかけて現地調査を実施しました。これにより遊休農地としてリストアップされた121筆の所有者に対して、11月に農地利用状況ならびに意向調査を行いました。令和2年度は、農業委員の地道な活動により、193筆の遊休農地が解消されました。また、B分類の非農地通知の発出を286筆18万4,800㎡余り実施しました。(2) 要望活動の実施状況は、市への農業施策に関する要望を9月16日に市長あてに行いました。また、同日に市議会正・副議長に対して、要望書の提出報告と説明を行いました。(3) 広報活動の実施状況は、6月1日と

12月1日に広報紙を発行し、市内農家に配付しました。続きまして、19ページをご覧ください。(4) 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出状況ですが、農業委員794枚、農地利用最適化推進委員1,413枚、計2,207枚のカードが提出されました。活動形態別の内容等につきましては、記載のとおりです。(5) 農業者年金 受託業務の実施状況ですが、アの旧制度の年金受給者数は、経営移譲年金312人、老齢年金755人イの新制度の年金加入者数は、政策支援加入者1人、通常加入は5人が新たに加入し、加入者の累計は79人となっています。1枚めくっていただきまして、20ページをご覧ください。(6) その他農政業務は、記載のとおりです。アの相続税納税猶予に関する業務では、適格者証明等合計で132件発行しました。イの生産緑地の農業の主たる従事者証明は、合計で47件発行しました。中段の5、農地業務の内容ですが、(1) 農地法関係事務は、ご覧のとおりです。アの権利の移動である3条申請に関しては、111件の許可がなされました。111件のうち、4件が農家創設、6件が農地所有 適格法人、1件が 農地法 第3条第3項に係る許可でした。21ページをご覧ください。イの3条の3に係る届出件数は、相続が354件、持分放棄6件、時効取得4件でした。ウの農地転用件数は、4条届出が246件、4条許可が18件、5条届出が506件、5条許可が77件、全体で847件でした。エの賃貸借権の合意による解約の届出である18条第6項に係る通知は計132件でした。1枚めくっていただきまして、22ページをご覧ください。(1) 国有農地等関係事務処理状況につきましては、記載のとおりです。(2) 国有農地と開拓財産の土地は、農林水産省所管の国有財産ですが、その管理については、農地法に基づき、県が行っており、静岡市内にある記載の70件については、調査等市も協力して行っています。(3) 各種証明書交付状況は記載のとおりで、交付証明・非農地証明等の各種証明書を171件交付しました。(4) 令和2年度 農地法等月別事案処理一覧表は、23ページ をご覧ください。総会ごとに事案の種類及び処理件数ならびに処理面積を記載してあります。ご確認ください。なお、今報告をさせていただきました令和2年度静岡市農業委員会事業報告書につきましては、本日の資料として 皆様のお手元に、別途資料1として同じものをお配りしておりますので、こちらはお持ち帰りいただきまして、改めてご覧いただけたらと思います。報告は以上です。

議長 　　ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 　　よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第2号朗読】

通知は25ページから27ページの18件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局

整理番号120番については、農地を売買するため、合意解約しました。整理番号121番から123番は同一の案件です。基盤整備事業のため、合意解約しました。整理番号124番から126番は同一の案件です。基盤整備事業のため、合意解約しました。整理番号127番と128番は同一の案件です。基盤整備事業のため、合意解約しました。整理番号129番から131番は同一の案件です。基盤整備事業のため、合意解約しました。整理番号132番と133番は同一の案件です。基盤整備事業のため、合意解約しました。整理番号134番と135番は同一の案件です。賃借人へ農地を売るため、合意解約しました。整理番号136番と137番は同一の案件です。賃貸人、自らが耕作するため、合意解約しました。

議長

ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第3号朗読】

届出は29ページから37ページの86件がございました。その内訳は、4条の転用が22件、5条の転用が64件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が56件、賃借権設定が2件、使用貸借による権利の設定が6件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長

ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に、報告第4号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第4号朗読】

届出は39ページ・40ページの23件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長

ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

次に、報告第5号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第5号朗読】

申出は42ページ1件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。

なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号15は、3月11日、最適化推進委員と現地確認を行いました。以上1件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付しました。

議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。
次に、報告第6号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第6号朗読】

人事異動等の内容につきましては44ページに記載のとおりでございます。

議長 ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。
以上をもちまして、静岡市農業委員会第1回総会を閉会いたします。